

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1837

輸送 情報

2021.5/28

福岡県輸送情報 No.1837
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



写真提供:福岡県観光連盟

サポテンハウス(田川郡大任町)

No.1837 今号のTOP NEWS!と主な内容

TOP NEWS 1 「標準的な運賃」の届出要領説明会

委員会レポート 令和3年度第1回緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会



福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1837

1837号・令和3年5月28日発行

世界の珍種やここにしかない品種など貴重なサボテンが育てられている「サボテン園」。ガラス温室内で約100種類、500点のサボテンと多肉植物を展示・栽培。種類の豊富さに加え、国体の大きさ、希少種の多さは様々である。施設面積は西日本最大級を誇っている。

C O N T E N T S

● TopNews1「標準的な運賃」の届出要領説明会	1
● 委員会レポート(令和3年度第1回緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会)	1
● 令和3年度 第1回整備管理者選任前研修開催のご案内	2
● 令和3年度運行管理者等一般講習【動画視聴方式】について	3
● 令和3年度 交通事故防止・環境対策に係る助成事業のご案内	4~8
● 「荷主対策の深度化」対策の実施について	8
● 令和3年度経営診断受診促進事業について	9
● 令和3年度「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰事業」実施について	9
● 不正改造車排除強化月間	10
● 小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会 答申について	10
● 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて	11
● 令和3年度「高さ指定道路」追加指定要望について	11
● 子育て応援宣言並びに介護応援宣言企業・事業所の募集について	12
● 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大について	12
● 新型コロナウイルス感染防止	13
● 会員だより「新規会員のご紹介」	14
● 行事日程	14

編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

e-mail jouhou1@heartly.or.jp

TOP



NEWS-1

「標準的な運賃」の届出要領説明会

福岡県トラック協会(眞鍋博俊会長)は4月19日(月)、リファレンス駅東ビルにて福岡支部との共催で「標準的な運賃」の届出要領説明会を開催しました。今回の説明会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため3回に分けて開催され、各回70名の定員で行われました。

中嶋利文福岡支部長より冒頭の挨拶において、「運賃料金変更届け出後、自社の運行形態と合わなければ変更届の提出も可能なので、自社の正規の届出運賃として荷主に提示できるようすみやかに手続きを行っていただきたい。令和6年3月までの時限措置であるため、荷主交渉してから届出をするのではなく、届出してから荷主交渉に臨んでいただきたい」と依然として届出率が低い事に関しての懸念と、届出の必要性と重要性についてお話がありました。

説明会では(1)「標準的な運賃」の概要について、(2)「標準的な運賃」の届出要領について、福ト協の業務二課・原収課長が説明を行いました。概要においては、運賃表の種類・地域差・車型・対象となる運送契約・元請下請の関係・運賃と料金の考え方についての標準的運賃の設計に関してや、標準的な運賃の算出上の考え方、「適正な原価」の算出にあたってのポイントなどの解説がありました。

「標準的な運賃」の届出要領においては、標準的な運賃を活用する場合の運賃料金変更届出の留意事項と提出方法がまず説明され、標準的な運賃をそのまま適用する場合は距離制や時間制の運賃表の添付が不要であること、運賃料金適用方は自社に適した内容で作成し「積込料及び取卸料」の記載が必要であることなどが伝えられました。

その後、一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)届出書の記入方法、燃料サーチャージについての記載方法、貸切運賃料金適用方の記載方法と注意点についてなどが、実際の様式を用いて解説されました。

説明会の最後に、福岡運輸支局輸送部門の榎田豊滋運輸企画専門官より、トラック事業者の法令遵守や標準的な運賃への理解を深めてもらうために、九州運輸局、九州・沖縄各県労働局、九州経済産業局、九州農政局、沖縄総合事務局の連名で、荷主向けにリーフレットを送付予定であり、それ以外にも荷主に対しての周知・説明を行っていくことを検討していくことが伝えられました。

同説明会は、北九州支部、筑豊支部、筑後支部においても各支部2部制で開催されました。



Report

委員会レポート

令和3年度

第1回緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会

●4月16日(金)【福岡県トラック総合会館】

冒頭、中嶋委員長より「昨年9月15日に開催された当委員会の結果、福岡支部の意向を尊重するということとなり、その後福岡支部の総務委員会・理事会で検討を行いました。本日は、福岡支部の意向と各委員の意見を踏まえて、今後の当委員会の方向性について全会で確認を行いたい」と挨拶がありました。

まず福岡支部の意向として、「将来的には必要な施設ではあるが、早急に支部内にセンターを建設する時ではない」、「総合会館の老朽化による建て替えの問題も同時に考えなければならない」、「現在、福岡地区の周辺自治体では毎年の風水害に鑑み、相当数の避難所や備蓄倉庫などが確保されている中、そもそも時代が変化している時に福岡支部内に建設済みの3支部が運用しているものと同等のものが必要なのか」また、各論においては、「建設にあたって資金はどうするのか、場所はどこにするのか、センターを有効に活用するにはどういった施設にする必要があるのか、運営はどうするのか」など福岡支部のみでかつ短期間では結論が出せるものではなく、県ト協全体の問題として慎重に検討する必要があると中嶋委員長より報告がありました。

また各委員からは、「資金に関してはセンター建設のため基金



を積み立てていくのが良いのではないかと、「トラック総合会館については、必ずしも現在と同規模のもので建て替えなければならないとは思わない。会議もWebで可能となると会議室が必要ないので賃貸でも良い。会館自体の必要性も考えた方が良い」などの意見が提出されました。

結果として、福岡支部や各委員からの意見を踏まえて、「将来のトラック協会全体のあり方を展望する50年先を見据えた大きなプロジェクトチームを立ち上げ、福岡地区におけるセンター建設の議論もその傘の中に入れて慎重に時間をかけて検討を継続していく」という方向性が確認され、今後は特別委員会運営要綱に基づき、総務会を経て理事会に報告することとなりました。



令和3年度 第1回整備管理者選任前研修開催のご案内

【※選任している整備管理者が受講対象の選任後(定期)研修ではありません】

整備士資格がない方を「整備管理者」として選任する際、本研修の修了証書及び2年以上の点検・整備または整備管理の実務経験が必要となります。

本研修の受講を希望される方は下記要領にてお申し込み下さい。

1. 開催日時及び場所

○ 日 時 : 令和3年7月7日(水)

(受付) 9時30分～10時00分、(研修) 10時00分～12時30分

○ 会 場 : 福岡県立ももち文化センター(通称名:ももちパレス) 3F小ホール

(住所)福岡市早良区百道2丁目3-15 (Tel)092-851-4511

※ 研修会場の駐車場は極めて少ないので、公共交通機関を利用してご来場下さい。

【違法駐車及び駐車場確保の為に遅刻等があった場合は、受講出来ません。】

※ マスク未着用の方、熱、咳などの症状がある方は、入場をお断りさせていただきます。

※ 研修中に上記症状が確認された方についても、退出頂く場合があります。

※ 今後の政府方針により、研修が中止となる可能性があります。

2. 申込要領

受講希望者は、巻末の「整備管理者選任前研修申込書」に必要事項をご記入の上、県ト協 業務一課宛 FAX:092-451-7964にて送付して下さい。

3. 申込期間 令和3年6月7日(月)～ 6月18日(金)まで

※ 上記期間外での申込みは無効です。申込期間は必ず厳守して下さい。

※ 申込受付後、「受付通知」をFAXにて送付します。

【注:受付通知の送付には1週間程度お時間を頂く場合がございます。】

※ 申込者ご本人しか受講できません。

4. 受講定員 70名 【※一事業所一名まで】

※ 選任している整備管理者が受講対象の選任後(定期)研修とは別の研修です。

※ 整備管理者に選任済みの方、並びに、自動車整備士資格(1級～3級)をお持ちの方は、本研修を受講する必要はありませんのでご注意ください。

※ 申込期間内であっても、定員になり次第、締め切らせていただきます。

※ 一事業所からの複数の申込みは、受講定員の関係上、お断りさせていただきます。

5. 持参するもの ※受講料無料

(1)筆記用具、(2)写真付き身分証明書(免許証等)、(3)申込み終了後に送付を受けた「受付通知」

お知らせ

令和3年度運行管理者等一般講習【動画視聴方式】について ～自動車事故対策機構からのお知らせ～

当機構で実施しております一般講習につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各講習会場の受講人数を制限して講習を開催しております。

そこで、少しでも受講機会を増やす取り組みとして、パソコン等を使用した【動画視聴方式*（DVD 視聴型）】による講習を、開催いたしますのでお知らせします。

※動画視聴方式とは、パソコン等の画面に映した講義の録画映像をご視聴いただく方式です。

○日程・会場（貨物のみ掲載しています）

6月 26日(土)	11月 5日(金)	【会場】 自動車事故対策機構（ナスバ） 福岡主管支所 診断室・会議室 〒 812-0016 福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4F TEL：092-451-7751
7月 9日(金)	11月12日(金)	
7月 30日(金)	11月19日(金)	
7月 31日(土)	11月26日(金)	
8月 13日(金)	12月 3日(金)	
8月 20日(金)	12月17日(金)	
8月 27日(金)	12月24日(金)	
9月 3日(金)	令和4年1月14日(金)	
9月 10日(金)	令和4年1月28日(金)	
9月 17日(金)	令和4年2月 4日(金)	
9月 24日(金)	令和4年2月18日(金)	
10月 8日(金)	令和4年2月25日(金)	
10月22日(金)	令和4年3月 4日(金)	
10月29日(金)	令和4年3月18日(金)	

○注意事項

- ① FAXでの予約の受付はいたしませんのでご了承下さい。
- ② 上記講習のお申し込みは講習開催日から遡って6ヶ月前の月初めから予約可能です。
- ③ 予約が無い状態での当日受付はできませんので、あらかじめご了承下さい。
- ④ 福岡県トラック協会の会員の方は、受講料の全額を助成します。
- ⑤ 従来の対面方式の日程は、福ト協のホームページ又は自動車事故対策機構のホームページを参照して下さい。

※予約・申し込み方法等は下記、自動車事故対策機構ホームページを参照して下さい

https://www.nasva.go.jp/fusegu/documents/kaijo/2021/ippan_fukuoka_douga.pdf



令和3年度 交通事故防止・環境対策に係る 助成事業のご案内

(公社)福岡県トラック協会が実施する「令和3年度 交通事故防止・環境対策に係る助成事業」につきまして、下記の通りお知らせいたします。

【令和3年6月1日(火)申請受付開始】

助成事業の詳細や申請書類等につきましては、福岡県トラック協会ホームページ【<https://www.hearty.or.jp>】の「各種助成制度に関する情報」をご確認いただくか、福ト協業務一課【Tel:092-451-7845】までお問い合わせ下さい。

※6月1日(火)に福岡県トラック協会ホームページに掲載いたします。

※なお、対象期間中であっても、申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了いたしますので、ご了承下さい。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

▼交通事故防止対策助成事業

1. アルコール検知器等導入促進助成事業(事後申請)

助成内容	アルコール検知器等導入費用の一部助成(買取り及びリースともに申請可)	
助成額・ 台数	1.ハンディタイプ (単価税別3,000円以上の商品)	1台購入価格(税別)3,000円以上のもので、1台当たり購入価格(税別)の半額(1,000円未満切捨て)を助成 (令和3年2月末日現在の保有車両数(エンジン付)の50%(端数切捨て)を限度とし、1会員30台まで)
	2.記録型検査機器 (ソフトウェア含む)	1台当たり購入価格(税別)の半額(1,000円未満切捨て)を助成し、上限50,000円 (1会員1台限り)
	3.遠隔地検査 管理機	車載用測定装置 (アルコールインター ロック装置については、 国土交通省技術指針 に適合しているもの に限る。)
助成対象	令和3年4月1日～令和4年2月末日までの期間に、新規(中古品・レンタル品を除く)に購入、支払い(リース契約)まで完了させた検知器等。	
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●検知器等を購入、支払い(リース契約)まで完了させ、実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出する。 ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。 	
申込先	(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8	

2. 安全装置等導入促進助成事業（事後申請）

助成内容	後方視野確認支援装置及び側方（左側のみ）視野確認支援装置導入費用の一部助成（買取り及びリースともに申請可）
助成額・台数	装置1台当たり購入価格（税別）の半額（1,000円未満切捨て）を助成し、上限20,000円（※今年度より全ト協との協調助成は行わない。） （令和3年2月末日現在の保有車両数（エンジン付）の20%（端数切捨て）を限度とし、1会員5装置まで） ※すでに導入済の後方視野確認支援装置（モニター＋後方カメラ）に左側方カメラのみを後付け装着する場合は、10,000円を助成する。 ※新たに後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置（一体型）を同時導入した場合（後方視野確認支援装置（モニター＋後方カメラ）1装置＋左側方カメラ1装置）は、それぞれ20,000円を助成するが、申請装置数は2装置とする。
助成対象	令和3年4月1日～令和4年2月末日までの期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）に購入、装着、支払い（リース契約）まで完了させた装置で、型式指定あり。（型式については県ト協HP参照）
申込方法	●装置を購入、装着後、支払い（リース契約）まで完了させ、実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出する。 ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。
申込先	（公社）福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

3. ドライブレコーダー機器導入促進助成事業（事後申請）

助成内容	映像や走行データを記録できるドライブレコーダー車載器導入費用の一部助成（買取り及びリースともに申請可）
助成額・台数	車載器1台当たり購入価格（税別）の半額（1,000円未満切捨て）を助成し、上限は次のとおりとする。 【上限額】 ①簡易型: 10,000円 ②標準型: 15,000円 ③運行管理連携型: 30,000円 （令和3年2月末日現在の保有車両数（エンジン付）の20%（端数切捨て）を限度とし、1会員10台まで）
助成対象	令和3年4月1日～令和4年2月末日までの期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）に購入、支払い（リース契約）まで完了させた車載器で、型式指定有り。（型式については県ト協HP参照）
申込方法	●車載器を購入、支払い（リース契約）まで完了させ、実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出する。 ただし、申請期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。
申込先	（公社）福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

（次の頁に続きます）

▼環境対策助成事業

1-①. 環境対応車導入促進助成事業		CNG車(事前申請)	
助成内容	CNG車導入費用(購入・リース)の一部助成 (リースで導入する際は、環境優良車普及機構(LEVO)のみ可)		
助成額・台数	最大積載量 2tクラス	1台当たり 134,000円 (県協の助成額)	CNG車、ハイブリッド車合計で 1会員5台まで。
	最大積載量 4tクラス	1台当たり 300,000円 (県協の助成額)	
	<使用過程改造車> 最大積載量 2tクラス	1台当たり 50,000円 (県協の助成額)	
	<使用過程改造車> 最大積載量 4tクラス	1台当たり 50,000円 (県協の助成額)	
助成対象	福岡県内に新規登録の車両総重量2.5t超のCNG車(使用過程改造車を含む) ※事前申請にて交付決定を受け、令和4年2月末日までに新規登録可能な車両のみ。		
協調助成	CNG車の導入にあたって、「国交省+全ト協+県ト協」の3者による協調助成を受けることが出来ます。国交省及び全ト協の助成額等、詳細については県ト協HPを参照。		
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●トラック協会(全ト協及び県ト協)の助成を受けるため、車両登録前に、県ト協に助成金交付申請書を令和4年1月末日までに提出する。ただし、申請期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●トラック協会提出用の申請書(助成金交付申請書)は、5枚複写の指定様式のため、県ト協にて配布しています。 ●導入後、実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出する。 ●国土交通省の補助を受けるため、別途交付予定枠の申込を令和3年9月1日から9月17日までに国土交通省に直接行うことが必要。申請書類は、国土交通省のHPをご参照下さい。 (※割賦、手形での導入は対象外) ●購入の場合、単年度内に3台以上の導入条件あり。(※一部緩和要件あり) 		
申込先	(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8		

1-②. 環境対応車導入促進助成事業		ハイブリッド車(事前申請)	
助成内容	ハイブリッド車導入費用(購入・リース)の一部助成 (リースでの導入について、リース会社の指定無し)		
助成額・台数	最大積載量 2tクラス	1台当たり 97,000円 (県協の助成額)	CNG車、ハイブリッド車合計で 1会員5台まで。
	最大積載量 4tクラス	1台当たり 268,000円 (県協の助成額)	
助成対象	福岡県内に新規登録の車両総重量2.5t超のハイブリッド車 ※事前申請にて交付決定を受け、令和4年2月末日までに新規登録可能な車両のみ。		
協調助成	ハイブリッド車の導入にあたって、「国交省+全ト協+県ト協」の3者による協調助成を受けることが出来ます。国交省及び全ト協の助成額等、詳細については県ト協HPを参照。		
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●トラック協会(全ト協及び県ト協)の助成を受けるため、車両登録前に、県ト協に助成金交付申請書を令和4年1月末日までに提出する。ただし、申請期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●トラック協会提出用の申請書(助成金交付申請書)は、5枚複写の指定様式のため、県ト協にて配布しています。 ●導入後、実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出する。 ●国土交通省の補助を受けるため、別途交付予定枠の申込を令和3年9月1日から9月17日までに国土交通省に直接行うことが必要。申請書類は、国土交通省のHPをご参照下さい。 (※割賦、手形での導入は対象外) ●購入の場合、単年度内に3台以上の導入条件あり。(※一部緩和要件あり) 		
申込先	(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8		

2. 環境対応型ディーゼル車導入促進助成事業（事後申請）

助成内容	環境対応型ディーゼル車（平成27年度燃費基準達成車に限る）導入費用（購入・リース）の一部助成（リースでの導入について、リース会社の指定無し）		
助成額・台数	1. 小型車 【3.5トン超～7.5トン以下】	1台当たり	50,000円
	2. 中型車 【7.5トン超～12トン以下】	1台当たり	80,000円
	3. 大型車 【12トン超】	1台当たり	130,000円
助成対象	福岡県内に新規登録の車両総重量3.5t超の環境対応型ディーゼル車 （平成27年度燃費基準達成車に限る。（型式指定あり）） ※令和3年4月1日～令和4年2月末日までに新車新規登録を完了した車両のみ対象。		
	【指定型式一覧】 （平成27年度燃費基準達成車に限る）		平成28年度排出ガス基準 （ポストポスト新長期規制）
			適合車
	平成27年度 燃費基準	達成	2KG-
		+5%達成	2PG-
+10%達成		2RG-	
+15%達成		2TG-	
※車両型式とは、国が定める排ガス規制への適合性を表した記号です。			
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●車両を導入後、支払い（割賦・リース契約）まで完了させ、実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出する。ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。 		
申込先	（公社）福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8		

3. EMS（エコドライブ管理システム）用機器（デジタコ等）導入促進助成事業（事後申請）

助成内容	エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器（デジタコ等）導入費用の一部助成（買取り及びリースともに申請可）		
助成額・台数	車載器1台当たり購入価格（税別）の半額（1,000円未満切捨て）を助成し、上限40,000円（令和3年2月末日現在の保有車両数（エンジン付）の20%（端数切捨て）を限度とし、1会員10台まで）		
助成対象	令和3年4月1日～令和4年2月末日までの期間に、新規に購入、支払い（リース契約）まで完了させたEMS用車載器（中古品・レンタル品を除く）。 型式指定有り。（型式については県ト協HP参照）		
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●車載器を購入、支払い（リース契約）まで完了させ、実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出する。ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。 		
申込先	（公社）福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8		

（次の頁に続きます）

4. 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業〈事後申請〉

助成内容	下記の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等導入費用の一部助成(買取り及びリースともに申請可)	
助成額・台数	1. 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット	1枚当たり上限5,000円(令和3年2月末日現在の保有車両数(エンジン付)の25%(端数は四捨五入)を限度とし、1会員10枚まで)
	2. エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置【全ト協協賛助成あり】	1台当たり上限50,000円(令和3年2月末日現在の保有車両数(エンジン付)の25%(端数は四捨五入)を限度とし、1会員5台まで)
	3. 蓄冷式クーラー	1台当たり上限20,000円(令和3年2月末日現在の保有車両数(エンジン付)の25%(端数は四捨五入)を限度とし、1会員5台まで)
	4. 外部電源用パッケージクーラー	1台当たり上限100,000円(令和3年2月末日現在の保有車両数(エンジン付)の25%(端数は四捨五入)を限度とし、1会員5台まで)
助成対象	令和3年4月1日～令和4年2月末日までの期間に、新規に購入、装着、支払い(リース契約)まで完了させた蓄熱式マット、蓄冷式クーラー等(中古品・レンタル品を除く)。	
申込方法	●機器を購入、装着後、支払い(リース契約)まで完了させ、実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出する。 ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。	
申込先	(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8	

5. グリーン経営認証取得助成事業〈事後申請〉

助成内容	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証の新規取得費用の一部助成	
助成額・台数	グリーン経営認証に要した費用(審査料金・登録料金)に対し、1会員事業所当たり20,000円を限度に助成。	
助成対象	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証を、令和3年4月1日～令和4年2月末日までに新規取得した会員事業所で、1会員事業所につき1回のみ。	
申込方法	●認証取得後、支払いまで完了させ、実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出する。 ただし、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。 ●申請書類については、県ト協HPより取得可能。	
申込先	(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845 FAX:092-451-7964 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8	

お知らせ

「荷主対策の深度化」対策の実施について

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法の柱のひとつとして、「荷主対策の深度化」が措置され、違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められるときは、国土交通大臣による荷主への働きかけ等ができるようになっております。

会員事業者の皆様におかれましては、トラックドライバーの働き方改革を推進するため、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務などコンプライアンスに反する疑いがあると認められるときは、国土交通省意見募集サイトまで具体的情報をご提供下さいませようお願いいたします。

●国土交通省意見募集サイト

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

具体的例示

①荷主名(どの荷主から違反行為を受けているかの実名の記載 例:〇〇株式会社、〇〇商事)

②場所(どこで違反行為を受けているかの具体的な場所 例:〇〇事務所)

③違反原因行為の具体例(ドライバーが困っていることを記載 例:到着日は指定されているが、時間の指定はなく毎回待たされている。荷卸しに毎回2～3時間待たされている。等)



令和3年度経営診断受診促進事業について ～全ト協からのお知らせ～

全日本トラック協会より、令和3年度経営診断受診促進事業の実施について、下記のとおり案内がありましたので、お知らせいたします。

●事業の内容

- ①経営改善に取り組むトラック運送事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。
- ②「総合的な経営診断(ステップ1)」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

●診断費用及び助成金額

	診断費用(※)	助成金額
総合的な経営診断 (ステップ1)	16万円(税別)	全ト協より1/2(8万円)を助成する。なお、Gマーク取得事業所は10万円を助成する。
経営改善相談 (ステップ2)	5万円(税別)	全ト協より2万円を助成する。なお、Gマーク取得事業所は3万円を助成する。

※診断士の交通費は別途負担となります。

●実施(申込み)期間

令和3年5月1日～令和4年3月1日 ※予算枠に達した場合、募集を締め切ります。

■詳細については、全日本トラック協会のHPをご覧ください。

<https://jta.or.jp/member/shien/r03keieishindan.html>

■お問い合わせ先、お申込み先

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:岡部)

〇〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8 〇TEL:092-451-7845



令和3年度「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰事業」実施について

全日本トラック協会において、青年組織に所属する経営者等が、先進的で創意・工夫等のある取組により、他のものの模範となりえるような事業に対して顕彰を行う「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」について、今年度も顕彰規程等に基づき実施されることになりました。

当顕彰規程においては、3段階の受賞階級(金賞100万円、銀賞70万円、銅賞50万円)が設けられております。

申請を希望される方は、下記URLをご参照のうえ、令和3年10月31日までに、(公社)福岡県トラック協会業務二課宛に申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

【全ト協「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰事業」URL】

https://jta.or.jp/member/seinen/seinen_info/jigyo_torikumi_kensho2021.html

◆お問い合わせ先 TEL:092-451-7845 (公社)福岡県トラック協会 業務二課(原、岡部)



不正改造車排除強化月間 ～6月1日(火)から6月30日(水)は不正改造車排除強化月間です～

国土交通省自動車交通局より、6月の不正改造車排除強化月間について通知がありましたので、趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月現在で約8,236万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっています。一方、昨年の交通事故による死者数は2,839人と減少しているものの、依然として厳しい状況が続いています。このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識がないままに改造を行っている使用者も見受けられます。このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。

不正改造項目

《重点排除項目》

- (1)マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2)タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3)大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4)前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (5)前面ガラスへの装飾版の装着

《基本排除項目》

- (1)直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2)灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3)土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (4)基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (5)シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6)不正な二次架装

不正改造車・黒煙110番【相談窓口】

【九州運輸局自動車技術安全部】

●不正改造車110番【整備課】TEL:092-472-2537 ●黒煙110番【保安・環境課】TEL:092-472-2546

【福岡運輸支局】

●不正改造車・黒煙110番【整備部門】TEL:092-673-1196



小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会 答申について ～全日本トラック協会からのお知らせ～

全日本トラック協会では、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響下における小規模トラック運送事業者の経営対策について、会長の諮問委員会として「小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会」を設置し、小規模事業者の課題とあるべき姿及びトラック協会の支援策を「答申書」として取りまとめました。本答申を受けて実施する全ト協の支援策については、順次公表いたします。

詳細は全ト協ホームページをご覧ください。

<https://jta.or.jp/member/keiei/corona202104report.html>

お知らせ**新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて ～国土交通省からのお知らせ～**

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和4年2月末までに全国民に提供できる体制を整備しているところですが、事業用自動車のみではワクチンの輸送力の確保が困難となることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年4月19日から令和4年2月28日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。）を使用することを認めることとし、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成15年2月14日付国自貨第90号）」（いわゆる「引越レンタカー通達」）に準じて運用できることとなりましたのでお知らせします。

なお、詳細な内容につきましては、全日本トラック協会のホームページをご参照下さい。

【全ト協ホームページ】

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2021/04/corona20210422jta.pdf>

お知らせ**令和3年度「高さ指定道路」追加指定要望について**

道路通行時の高さの最高限度を4.1m（道路法及び道路交通法における一般的制限値は3.8m）とする「高さ指定道路」については、国土交通省及び警察庁に対して追加指定の要望を行い、審査を経て新たに指定されております。

つきましては、追加指定要望を希望される会員事業者は、下記要領に基づき、福岡県トラック協会までご提出下さい。

なお、令和2年度の「高さ指定道路」追加指定要望結果につきましては、新たに33区間が指定され、全ト協のホームページ等にて公示されておりますのでお知らせいたします。

1. 締切日

令和3年6月25日（金） 福ト協必着

2. 要望方法

全ト協ホームページ(<https://jta.or.jp/member/anzen/takasa21.html>)をご確認いただき、提出書類を作成のうえ、下記の提出先Eメールアドレスへ送信して下さい。

※会員専用パスワード：2987(5月15日～6月14日)、4822(6月15日～7月14日)

3. 追加指定要望の条件

(1) 通行車両について、次の①～②のいずれかに該当すること。

① 背高国際海上コンテナ車

② 積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物(※)であり、かつ、

要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両

※荷姿等について別途書類(任意書式)の添付が必要

(2) 道路について、以下のいずれかに該当する区間を含まないこと。

① トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間

② 「大型車進入禁止」などの禁止区間

③ 過去3年間に要望されているにも関わらず、指定されていない区間

④ 生活道路等を含む区間(駅前、スクールゾーン、住宅街など)

4. 提出先・お問い合わせ先

TEL 092-451-7845 Eメールアドレス: hoashi@heartly.or.jp

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:帆足)宛て



子育て応援宣言並びに介護応援宣言企業・事業所の募集について ～福岡県からのお知らせ～

福岡県では、従業員が子育て、介護をしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指すため、企業・事業所のトップに従業員の仕事と子育て、介護の両立を支援する取り組みを自ら宣言していただく制度を実施しております。

宣言登録企業には県より登録証及び登録マークの交付、県民への紹介のほか、以下のメリットがあります。

- 企業のイメージアップ
- 登録マークの活用
- 県の入札参加資格の加点(子育て応援宣言登録企業のみ)
- 従業員のモチベーションアップ
- 業務効率の向上

詳細は本誌巻末のチラシまたは福岡県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

●子育て応援宣言企業の登録について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kosodateouen-touroku.html>

●介護応援宣言企業の登録について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigoouen-touroku.html>

■お問い合わせ先

福岡県 福祉労働部労働局新雇用開発課 TEL092-643-3586



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大について ～福岡労働局からのお知らせ～

令和4年4月1日から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務及び情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます。

なお、義務化される前にこの取り組みを進めていただくことで、数値目標を達成した場合、「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」を利用することができます。

また、一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍に関する状況が優良である事業主は、福岡労働局への申請により、厚生労働大臣の「えるぼし認定」を受けることができ、認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

詳細は厚生労働省ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

■お問い合わせ先

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL092-411-4894

お知らせ

新型コロナウイルス感染防止

あなたが病気になるように気をつけることで COVID-19 からみんなを守ることができます。

マスクをつける

人が近くに
いるところでは
いつもマスクをつけます



1日に何回も手を洗う

外に出かけたときや
家に帰ったときは
ハンドソープで
手をよく洗います

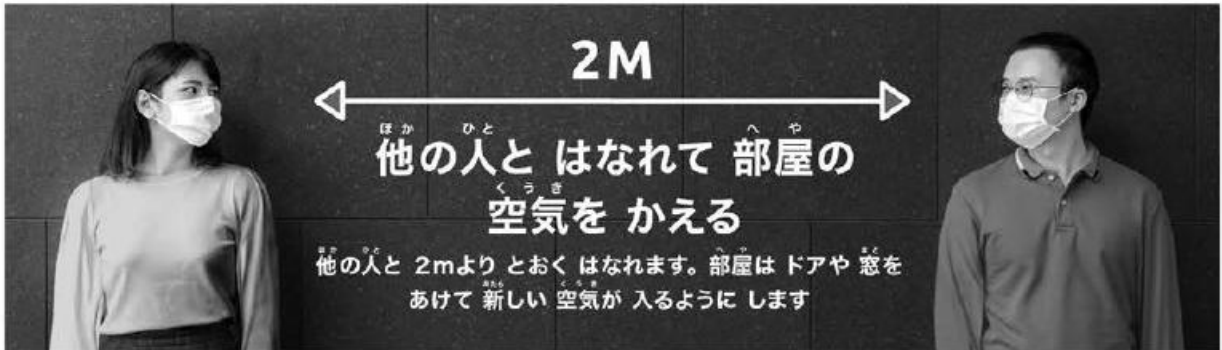


2M



他の人とはなれて
部屋の
空気をかえる

他の人と 2mよりとくはなれます。部屋はドアや窓を
あけて新しい空気が入るようにします



新型コロナウイルスが広がらないための
協力ありがとうございます。

新型
新型コロナウイルスを 広げない

困ったことがあるときは相談してください！

相談する ところ：0120-565653

電話代は無料です

相談できる時間：言葉によって相談できる時間が違います(土日・祝日も相談できます)
日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：午前9時00分～午後9時00分
タイ語：午前9時00分～午後6時00分 ベトナム語：午前10時00分～午後7時00分

ウェブサイト：<https://www.c19.mhlw.go.jp>

会員だより 新規会員のご紹介

(株)セイブコーポレーション
(北九州支部小倉分会)

代表者 山口 昭博

北九州市小倉北区西港町69-2
Tel.093-383-8838

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通3両、小型2両

星海総業(有)
(筑後支部久留米分会)

代表者 津村 耕

久留米市三潁町清松536-1
Tel.0942-66-1153

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通3両、小型2両

Schedule 行事日程

(6月)

県ト協行事日程(5月28日～6月10日まで)

1日(火) 正副会長推薦委員会[12:30](201会議室)

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため延期または中止になる行事がありますのでご注意ください。



令和3年度 第1回整備管理者選任前研修申込書

【※選任している整備管理者が受講対象の選任後（定期）研修ではありません】

1. 開催日時及び場所

- 日時：令和3年7月7日（水）【受講定員 70名】
（受付）9時30分～10時00分、（研修）10時00分～12時30分
- 会場：福岡県立ももち文化センター（通称名：ももちパレス） 3F小ホール
（住所）福岡市早良区百道2丁目3-15 （TEL）092-851-4511

※ 研修会場の駐車場は極めて少ないので、公共交通機関を利用してご来場下さい。

【違法駐車及び駐車場確保の為に遅刻等があった場合は、受講出来ません。】

※ マスク未着用の方、熱、咳などの症状がある方は、入場をお断りさせていただきます。

※ 研修中に上記症状が確認された方についても、退出頂く場合があります。

※ 今後の政府方針により、研修が中止となる可能性があります。

- ### 2. 携行品
- （1）筆記用具、（2）写真付き身分証明書（免許証等）、
（3）申込み終了後に送付を受けた「受付通知」 ※受講料無料

3. 受講申込 [下記に必要事項を記入の上、FAXにて申込み下さい。]

ふりがな			
受講者の氏名			
自宅の住所			
生年月日	西暦 年 月 日	電話番号	
勤務先名			
勤務先電話番号		勤務先FAX番号	

※ 整備管理者に選任済みの方、並びに、自動車整備士資格（1級～3級）をお持ちの方は、本研修を受講する必要はありませんのでご注意ください。

※ この申込書をもとに修了証書を作成しますので、きれいな字ではっきりと書いて下さい。

※ 申込終了後、「受付通知」をFAXにて送付します。

【注：受付通知の送付には1週間程度お時間を頂く場合がございます。】

※ 申込者ご本人しか受講できません。

※ 上記記載内容につきましては、本研修以外の目的には使用いたしません。

4. 申込期間 令和3年6月7日（月）～ 6月18日（金）まで

※ 上記期間外での申込みは無効です。申込期間は必ず厳守して下さい。

※ 受講対象者ではない方の申込は、定員の都合上、ご遠慮下さい。

※ 受講定員の関係上、一事業所からの申込みは一名までとさせていただきます。

※ 申込期間内であっても、定員（70名）になり次第、締め切らせていただきます。

〈申し込み先〉

(公社)福岡県トラック協会 業務一課 宛 TEL：092-451-7845/FAX：092-451-7964

事業者
の皆さんへ

＜対象＞
福岡県内全ての
企業・事業所

子育て応援宣言 企業・事業所募集



「子育て応援宣言企業」登録制度とは？

福岡県は、従業員が出産・子育て期を通じ十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。この制度は、企業・事業所のトップに、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を自ら宣言していただくものです。県は、宣言企業に登録証と登録マークを交付するとともに、県民の皆さんに広く紹介していきます。

取組の柱

右記の5つの
観点に即して
具体的な
取組を宣言

- ① 育児休業が取得しやすい環境をつくる
- ② 育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれる仕組みをつくる
- ③ 職場復帰に向けたサポートをしっかりと行う
- ④ 子育て中は勤務時間を短縮するなど、従業員のニーズに配慮する
- ⑤ 男性の育児参加を促進するための具体的な取組を実施する



このマークが
登録の目印です

登録マークは自社ホーム
ページや広告、名刺などに
ご活用いただけます。

「子育て応援宣言」登録企業になると…

企業のイメージアップ・人材募集に差がつかます！

- ・県のホームページに企業の紹介ページを作成し、PRします
- ・登録マークを、求人広告や自社の広告や名刺、ホームページなどに使用できます

県の入札参加資格の加点があります！

- ・県の入札参加資格審査において、地域貢献活動評価として評価点が加算されます（※県内の市・町でも同様の制度を実施しているところがあります）

従業員のモチベーションアップ

- ・仕事と子育ての両立支援に積極的な姿勢を示すことで、従業員の職場への信頼度が増して、仕事に対するモチベーションが向上します

業務効率の向上

- ・仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのために、業務の進め方を見直すことで、業務効率の向上につながります

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県子育て応援宣言

検索

*登録方法については裏面をご覧ください。

 福岡県

登録の流れ

新規登録はこちらから

インターネットで 専用サイトからお申込みが可能です

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

「新規登録申請をする」をクリック後、申請フォームに必要な事項を入力してご送信ください。

郵送で

「子育て応援宣言届出書」(様式1-1号)、「育児休業等制度及び制度活用状況書」(様式2-1号)に記入後、下記へお送りください。届出書はこのチラシの下端に記入し、FAXで請求または上記ホームページからダウンロードしてください。

登録完了!

申請内容を確認後「子育て応援宣言企業」として登録し、登録証及び登録マークを交付します。県は子育て応援宣言ホームページで登録した企業・事業所を広く紹介します。



このマークが登録の目印です

登録マークは自社ホームページや広告、名刺などに活用いただけます。

登録有効期間/登録日から3年間

*ホームページから更新手続きが可能です。

Q & A

Q どのようなことを宣言すればよいのですか?

A 法定義務を越える具体的な取組を2つ以上宣言してください。制度の整備に限らず、両立しやすい職場の雰囲気づくりや相談窓口の設置といった子育て応援につながる取組を、様々な角度から検討いただき、宣言してください。

Q 育児休業の取得対象者がいないのですが?

A 育児休業以外でも、「子育てに配慮した勤務時間」や「ノー残業デー」の設定など、子育て中の従業員に対して支援できることをご検討ください。また、将来、対象者が見込まれる場合を想定した取組でも構いません。

Q 従業員が男性ばかり5人ですが対象になりますか?

A 「仕事と子育ての両立支援」は、性別に関係なく従業員にとって必要な取組です。男性の育児休業取得や育児参加促進のほか、残業時間の縮減や定時退社といった子育てに取り組みやすい職場づくりなども考えられます。

Q 福岡県には支店しかないのですが、対象になりますか?

A 対象になります。福岡県内の支店で実施可能な取組を支店の代表者に宣言いただくこととなります。

<宣言内容の例>

- 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。
- 社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。
- 保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。
- 配偶者が出産した場合の男性の休暇取得を促進します。
- 中学校就学前の子(孫)を持つ社員に子(孫)の看護休暇を認めます。 等

お問い合わせ
宣言書提出先

福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
TEL: 092-643-3586 FAX: 092-643-3619 E-mail: info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

登録をご検討の方へ 次の欄にご記入いただき、そのままFAXしてください。

希望されるものに○をつけてください。			
1 届出書の送付		2 電話による説明	
		3. 貴社訪問による説明	
貴社(部署)名			
役職名		お名前	
ご連絡先	住所 〒		
	TEL	FAX	

FAX:092-643-3619 (福岡県新雇用開発課 雇用均等・両立係 宛)

事業者
の皆さんへ

(対象)

福岡県内全ての
企業・事業所

介護応援宣言

企業・事業所募集

※県の入札参加資格の
加点があります！
(2019年4月～)

「介護応援宣言企業」登録制度とは？

福岡県は、従業員が仕事と介護の両立を図りながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。

この制度は、企業・事業所のトップが、従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自ら宣言し、それを県が登録するものです。



取組の柱

次の4つの観点に
即して具体的な
取組を宣言

- ① 従業員の介護の実態や支援ニーズの把握
- ② 介護について相談しやすい職場風土づくり
- ③ 介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備
- ④ 介護期間中の柔軟な働き方への配慮

介護応援宣言のメリット

企業のイメージアップ・ 人材募集に差がつかます！

県はホームページ等で介護応援宣言企業を積極的にPRします。仕事と介護の両立ができる会社として、求人の際に優秀な人材が集まりやすくなり、定着が進みます。



登録マークの活用

福岡県介護応援宣言登録マークを自社の広告や名刺、ホームページの他、求人広告などにも使用できます。



福岡県
介護応援宣言
登録マーク

従業員のモチベーションアップ

仕事と介護の両立支援に積極的な姿勢を示すことで、従業員の職場への信頼度が増して、仕事に対するモチベーションが向上します。



業務効率の向上

仕事と介護の両立ができる職場環境づくりのために、業務の進め方を見直すことで、業務効率の向上につながります。



<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県 介護応援宣言

検索

※登録方法については裏面をご覧ください

 福岡県

介護応援宣言 登録の流れ

①新規登録申請をする

インターネットの場合

「福岡県介護応援宣言ホームページ」にアクセスし、「新規登録申請する」をクリック後、申請フォームに必要事項を入力して送信してください。
※「福岡県介護応援宣言ホームページ」は
<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>からアクセスできます。

郵送の場合

「介護応援宣言届出書」(様式1号)、「介護休業等制度及び制度活用状況書」(様式2号)に記入後、県(下記の提出先)へ郵送してください。届出書は左記ホームページからダウンロード、または県に請求してください。

②登録完了!

申請内容を確認後、「介護応援宣言企業」として登録し、登録証及び登録マークを交付します。県は介護応援宣言ホームページで、登録した企業・事業所を広く紹介します。

登録有効期間:登録日から3年間

※インターネット、郵送にて更新手続きが可能です。

お問い合わせ
届出書提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 雇用均等・両立係
TEL:092-643-3586 FAX:092-643-3619 E-mail:info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

よくあるご質問と回答

Q どのようなことを宣言すればよいのですか?

A 御社の現状を少しでも前進させる具体的な取組を2つ以上宣言してください。制度の整備に限らず、両立しやすい職場風土づくりなど、両立支援につながる取組を、様々な角度から検討していただき、宣言してください。

Q 福岡県には支店しかないのですが、対象になりますか?

A 対象になります。福岡県内の支店での取組を支店の代表者に宣言していただくこととなります。

Q 介護に直面している従業員がいないのですが?

A 将来、対象者が見込まれる場合を想定した取組を宣言していただいても構いません。

Q 登録には費用がかかるのですか?

A 新規登録やその後の更新手続きにも費用は一切かかりません。

「若者が結婚・子育てに希望が持てる社会づくり」に向けた福岡県の取組

「子育て応援宣言」 登録企業・事業所募集中!

子育て応援宣言とは?

福岡県では、結婚や出産をしても働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業登録制度」を実施しています。

登録のメリット

- 企業のイメージアップ、人材募集に差が広がります!
- 子育て応援宣言企業合同会社説明会に無料で参加できます!
- 登録マークを自社の広告、名刺などの他、求人広告などにも利用できます!
- 県の入札参加資格審査(建設・物品サービス)において評価点を加算します!
- 宣言企業間での優遇サービスがあります!

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 雇用均等・両立係
TEL:092-643-3586 FAX:092-643-3619

詳しくは
ホームページを検索!

福岡県 子育て応援宣言 検索

出会い応援団体 (結婚応援宣言企業)募集中!

結婚応援宣言とは?

福岡県では、少子化対策の取組として、企業や団体の皆様を「出会い応援団体」として登録し、官民一体となって結婚を希望する方に、出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行う「出会い・結婚応援事業」を実施しています。

出会い応援団体に行ってください

下記1の結婚応援宣言は、必ず実施していただきます。下記2~4については、いずれか、または全てを実施するパターンがあります。

	結婚応援宣言
1	結婚応援に関する自主宣言の実施
2	社内・団体内での独身者に対する事業の周知・情報提供
3	出会いイベントの企画・実施
4	出会い応援団体間での出会いイベントの企画・実施

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部子育て支援課
TEL:092-643-3311 FAX:092-643-3260

詳しくは
ホームページを検索!

福岡県 出会い・結婚応援事業 検索

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



HINO
PROFIA

HINO
RANGER

HINO
DUTRO



九州日野自動車株式会社

T812-6583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26

TEL:092-641-1173 FAX:092-651-6615 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

令和3年8月版

過去の問題の解説と
実践模擬問題

定価2,640円(税込)

発行・発売元

(株)輸送文研社<柏林書房>

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <http://www.yuso-bunken.co.jp>(お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は

「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

総務局・総務部

総務課: 092-451-7841

総務局・経理部

経理課: 092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:
092-451-7845

福岡県適正化事業実施機関
(輸送相談窓口)

092-451-7846

千早分室

092-671-0338

(FAX:092-672-4778)

**8Lエンジン搭載のQuonが
更なる生産性を実現**

Quon
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで
Quon 8Lエンジン遊覧車をお楽しみください。

UD
UD TRUCKS

UDトラックス株式会社 九州支社

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-99-4	TEL:082-829-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1	TEL:093-581-2305
佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8	TEL:0942-36-2002

「運ぶ」を先、運搬と実業をひらく
ISUZU

もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を目指し、新車開発は進められました。
「運ぶ」という輸送企業の実業において、
トラックに設定される様々なリスクも、
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、軽減し
より確かな安心を生み出します。
新車だけでなく、もっと走れる、いすゞとなり、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。

シートベルトを締め、スピードを控えたと安全運転を、事故・故障をしっかりと防ぎましょう。

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ、いすゞ自動車(株)各地方相談センター ☎ 0120-119-113 9:00～12:00、13:00～17:00月曜～金曜(除く所定の休日) <https://www.isuzu.co.jp>

**企業の豊かな未来のために、
確かな補償でアシスト**

- ・個別講習会
- ・特別講習会(安全運転講習会)
- ・特別指導講習会(初任運転者・事故当事者)
- ・可搬重量正診装置による重量診断
- ・交通安全教育用DVD貸出
- ・事故情報の配信

組合の事業年度毎に剰余金が発生した場合、自動車共済利用実績に応じて剰余金を配当する利用分量配当の制度があります。

九州トラック交通共済協同組合～トラックの自動車共済はお任せください～

福岡支所：博多区博多駅東1丁目18番8号(福岡県トラック総合会館5階)	TEL:092-451-7550	2021年、 おかげさまで組合設立 50周年を迎えます。
北九州支所：北九州市小倉北区西港町9-14(北九州緊急物資輸送センター内)	TEL:093-591-0510	
筑後支所：筑後市大字長浜2327番地1(筑後緊急物資輸送センター内)	TEL:0942-52-2175	